

野辺地風力開発株式会社「野辺地陸奥湾風力発電事業環境影響評価書」に
係る確定通知について

令和2年5月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、野辺地風力開発株式会社「野辺地陸奥湾風力発電事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、同社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同社は、同条第2項の規定に基づき、青森県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

<環境影響評価準備書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価準備書受理 | 平成24年 7月 9日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 平成24年11月 8日 |

<環境影響評価書>

| | |
|-------------|------------|
| 環境影響評価書受理 | 令和2年 4月28日 |
| 環境影響評価書確定通知 | 令和2年 5月18日 |

問い合わせ先：電力安全課 沼田、須之内、松崎
電話03-3501-1742（直通）